

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

(1) 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認して下さい。)

平成30年度・令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を35~37ページに示す方法で算出して整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒ 広域活動組織は「○」記載します。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	22,530 a	3,000 円/10a	6,759,000円
畑	1,920a	2,000 円/10a	384,000円
草地	a	円/10a	円
合計	24,450a	/	7,143,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、生じた場合は下記にしてください。農年度まで田の単価となります。

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

地目を田から畑に変更する面積 350 a

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	22,312a	1,800 円/10a	4,016,160円
畑	1,880a	1,080 円/10a	203,040円
草地	a	円/10a	円
合計	24,192a	/	4,219,200円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する
①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	22,312a	4,400 円/10a	9,817,280円
畑	1,880a	2,000 円/10a	376,000円
草地	a	円/10a	円
合計	24,192a	/	10,193,280円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、単価は、単価 ここに「○」を付けないこと。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○

集落数×200万円 22,000,000円

広域活動組織の資源向上支払(長寿命化)は、この金額が交付上限額になります。
この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

(都道府県・市町村向け記述)
 ・下表は都道府県の交付単価です。
 ・都道府県において別途交付単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

交付額の算定

【交付単価】

単位：円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

- ①：事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③：多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④：農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤：資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦：広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

加算措置についてはP35～37を参照してください。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田：5,000.4a、畑：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑：4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑：4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計：2,499,800 円

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 4 年度	令和 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

(3) 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

3. 活動の計画

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

※実施する月に○を記入してください。

(1) 農地維持支払

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検・ 計画策定	1 点検	○												
	2 年度活動計画の策定	○												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修・・・令和5年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修・・・令和6年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)												
実践 活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保全管理												
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○									
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水 路	7 水路の草刈り			○	○								
		8 水路の泥上げ	○											
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農 道	10 農道の草刈り				○	○							
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	た め 池	13 ため池の草刈り			○	○								
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	共 通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動										○			○

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

(P.31を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合は、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は“対象施設なし”あるいは“-”と記載

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。（P.67～74参照）



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目について当てはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

<input type="radio"/> ①中心経営体との役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保安全管理
<input type="checkbox"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	<input type="radio"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
<input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="radio"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保安全管理
<input type="radio"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/>
<input type="radio"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="radio"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="radio"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="radio"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="radio"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する

<input type="radio"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="radio"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/> 23. その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

番号はP.75の活動項目番号表に示す一連の番号になっています。

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1) 施設の軽微な補修」、「2) 農村環境保全活動」、「3) 多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- ・「1) 施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。)
- ・「2) 農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します(P.77の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されています)。
- ・「3) 多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払 (共同)

※実施する月に○を記入してください。

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
施設の軽微な補修	計画策定・機能診断	24 農用地の機能診断	○														
		25 水路の機能診断	○														
		26 農道の機能診断	○														
		27 ため池の機能診断															
		28 年度活動計画の策定	○														
	実践活動・研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和5年度に受講予定(活動期間内に1回以上受講)														
		30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
		33 ため池の軽微な補修等															
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定					○										
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定															
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定															
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定															
		38 資源循環計画の策定															
活動区分	活動項目	毎年度の実施時期															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握(生態系保全)		○													
		42 水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全)		○													
啓発・普及	51 啓発・普及活動								○								

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

選択したテーマに基づき行う実践活動についてはP.77の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

3) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。

活動区分	活動項目	月												備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
図る増進の活動	52 遊休農地の有効活用														
	56 農村環境保全活動の幅広い展開														
	60 広報活動・農的関係人口の拡大														

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」または、「地域振興立法8法地域」においては毎年度必須ではありません。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 水田貯留・地下水かん養

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

高度な保全活動の活動項目

「56. 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合 具体的な活動内容を記載して

※エクセル様式ではプルダウンで内容を選択して入力します。

(3) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘察した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、都道府県の要綱基本方針に基づき、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成します。

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意して下さい。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、

P.78の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。

場合は、それぞれを1件として

P.24のIの2「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

施設区分	取組	内容	延べ (単位はkmか 箇所を選択)	実施予定年度に「○」を記入します。 この計画に基づき活動を実施します。		
				1年目	2年目	3年目
水路	61 水路の補修	○号線水路の老朽化部分の補修	1.00 km		○	○
水路	62 水路の更新等	△-△△号線水路を土水路からコンクリート水路への更新	0.18 km	○		
農道	63 農道の補修	□号線農道の路肩及び法面の補修	2.50 km	○	○	○

行が足りない場合は追加してください。

☆直営施工の実施方針について

全て直営施工 一部直営施工 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の記載してください。

※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

(様式第1-4号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

工事1件あたり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿命化整備計画」の作成が必要です。

長寿命化整備計画書

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

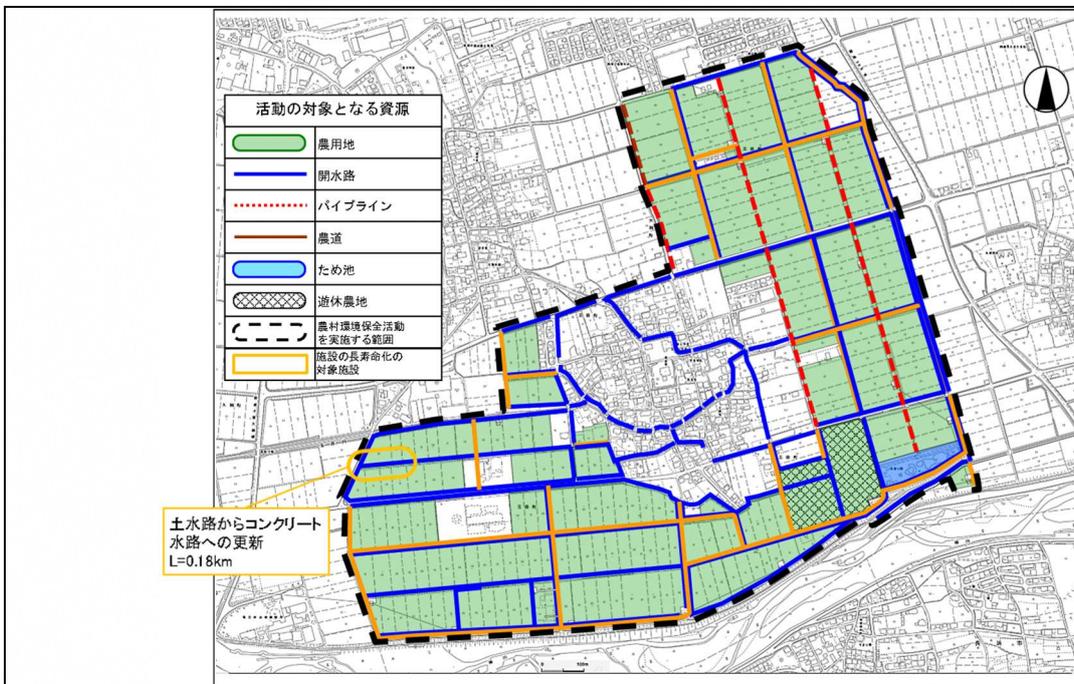
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	△-△△号線水路	昭和23年	昭和53年	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路に更新する。	0.18km	令和2年度	210万円	
2										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合は対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

・これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	1,000 円/10a	90,000円
畑	190a	600 円/10a	11,400円
草地	a	80 円/10a	円
合計	1,090a		101,400円

★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
2集落	○集落、□集落

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

(都道府県・市町村向け記述)
 ・都道府県において別途加算単価を設定している場合には適宜追加・修正してください。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

平成30年度までに事業計画の認定(変更や再認定も含む)を受け、令和元年度以降に計画変更されていない活動組織が、小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。
 なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

【加算対象となる例】



【加算対象とならない例】



(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

活動を継続中の組織のみ記入します。

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

(3) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】 ①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】 ①、②、④

- ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- ② 農業者以外の参画割合が4割以上であること
- ③ 構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること
- ④ 構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に実施すること

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

【加算単価】

単位: 円/10a

地目	農地維持支払 小規模集落支援		資源向上支払(共同) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援		資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動への支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道
田	1,000	700	400	320	400	320
畑	600	300	240	80	240	80
草地	80	40	40	20	40	20

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払交付金のあらし」P. 8~10加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(4) 組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、都府県における200ha以上と同じ交付額になります。

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

広域活動組織の面積規模別の交付額

都府県	北海道	交付額
3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに○
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000 円/組織	○
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000 円/組織	
1,000ha以上	160,000 円/組織	

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和4 年度	令和8 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和4 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和5 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000	6,000	300 円/10a	300,000円	60%

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000	2,000	67%	
B	2,000	1,000	50%	
C	4,000	2,400	60%	
D	1,000	600	60%	

面積が一致しているか確認して下さい。

広域活動組織設立時のみ

7. 設立委員会の開催

設立委員会（設立総会）を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。

【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。
(参加同意書は、13～15ページ)

【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。
(協定対象農用地及び施設は、12ページ)
必要に応じて、活動計画書の案を見直します。
(協定対象区域図面は、11ページ)

【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（7ページ）を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- ・協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・運営委員会に関すること
- ・工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認下さい。

- ・施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・その他市町村が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

8. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、運営委員会規則に従い、必要に応じて開催します。（運営委員会規則例では、次に掲げる場合です。）

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき。
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・その他会長が必要と認めたととき。

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までのながれ

1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関する事等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。

2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、運営委員会規則に定められた日まで（運営委員会規則例では、開催の7日前）に、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に配布します。

3) 委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した委員の過半数で決めます。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会后速やかに、運営委員会規則に定める方法により（運営委員会規則例では、委員会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布する）協定に参加する集落等の構成員全員に周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切に記録し、5年間保管して下さい。